

【ポケット登山マップ 屋久島】の記載内容の変更について

1. 監修者の変更

「環境省屋久島自然保護官事務所」を「屋久島山岳部利用対策協議会」に変更。

2. 登山上の注意・マナーの記載事項の変更

地図に記載された下記内容のうち、●について見え消しのとおり修正。

● 登山届はあなたの居場所を伝えます命を守るザイルです

登山の際は必ず登山届を提出してください。万一、遭難した場合、登山届を提出していると捜索がスムーズに行われ、発見される可能性が高まります。

登山届は、警察署・交番・駐在所、登山口、空港、港、観光案内所、宿泊施設等で入手及び提出出来ます。

○ 登山道は事前に確認を

登山道が荒れていたり、利用不能になっていることがあるので、登山を行う際は状況をよく調べてください。

○ 十分な装備で

海岸部は天気がよくても、山岳部の天気は急変するので登山用の雨具は必需品です。また、日帰りでも非常用に防寒衣・食糧・LEDライト・地形図・コンパス・警笛・携帯電話（無線機）が必要です。

服装は、長ズボン・トレッキングシューズを用意して下さい。

○ 道迷いに注意しましょう

屋久島の山は道に迷いやすく、うっかり登山道を離れると道に戻れなくなり遭難する危険があります。登山の際は、常に地形図とコンパスで現在位置を確認しながら、注意深く歩きましょう。もし迷い道に入った事に気が付いたら、方角を確認し、わかるところまで慎重に引き返します。完全に迷ってしまったら、むやみに動かずその場で救助を待ちましょう（登山届は提出しましたよね？）。沢を下ろうとすると岩壁や滝が多く、非常に危険です。絶対に沢を下ろうと思わないこと！

○ 単独登山は慎重に

遭難事故の大半は単独登山者です。単独での登山は慎重に計画・実行してください。

○ 宿泊は避難小屋で

山での宿泊は5ヶ所にある避難小屋と白谷山荘をみんなで譲り合って使用してください。いずれも無人で炊事施設もふとんも電話もありません。なおこれらの小屋はハイシーズンには超満員になり、入れないこともありますので、非常用にテントやタープの持参をお勧めします。

○ 動植物を大切に

屋久島には学術上貴重な動植物が数多く生息しています。大切にしましょう。なお国立公園特別保護地区と原生自然環境保全地域では、動植物や木石の一切の採集が禁止されています。

● サルやシカに餌を与えない

野生動物を尊重しましょう。野生動物に人間が餌を与えると、彼らの本来の生き方を変えてしまう生態を破壊することとなります。また動物に人間の食物の味を覚えさせることは、人間への傷害や農作物への被害を引き起こすきっかけになる可能性があります。これらの事から屋久島では野生動物に餌を与えることは条例で禁止されています。なお、サルは可愛く見えても猛獣です。うかつに近づかないよう注意してください。

○ ペットを持ち込まない

ペットのフンから野生生物に伝染病が感染する危険があります。ペットの持ち込みは控えて下さい。

○ 登山道は上り優先で

すれ違えない狭い登山道では、原則として上りの人を優先して譲り合ひましょう。

○ ゴミは持ち帰りましょう

ゴミは山に捨てずにすべて持ち帰りましょう。入山する際はゴミ袋を用意してください。美しい屋久島を守るためにご協力をお願いします。

● 山の水場を大切に

水を汲むため上流へ上がってはいけません。飲み水は登山道沿いの水場から汲みましょう。また顔や衣類を洗う際は、少し下流でおこないましょう。水場周辺での食器洗いは水を汚染する可能性があります。食器やコップは紙で拭き取り、合成洗剤などは使わないように。また残飯などを沢に流さないようにしましょう。

● トイレは決まった場所で、携帯トイレの使用にご協力を

用便はできるかぎり登山前にすませてください。山中での用便は必ずトイレで行うか、または携帯トイレを使用してください。山中のトイレの維持・管理はとても大変です。便槽に衣類、生理用品、ビニール袋などは絶対に捨てないでください。また、水に分解しやすいトイレットペーパーや水溶性ティッシュを使用するようにしてください。

山中には、携帯トイレブースが設置※してあるルートがあります。また、体調不良などいざというときでも自然環境を汚染することなくどこでも用便を行えるので、持参することをお勧めします。携帯トイレは、登山用品店、観光案内所、土産物店などで購入できます。（1個入り450-400円、2個入り550-500円）使用済みの携帯トイレは、登山口や屋久杉自然館前の回収箱に捨ててください。

~~トイレがない場合は、水場から離れたところで行い、トイレットペーパーは持ち帰りましょう。大便は深さ15cm程度の穴を掘り、埋設処理してください。~~

※~~携帯トイレブースは冬期は撤去されます。また、毎年同じ場所に設置されるとは限りません。~~

設置箇所については環境省 屋久島自然保護官事務所（0997-46-2992）にお問い合わせください。